



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	女子少年院における女子少年の更生：当事者と支援者の共変関係
Author(s)	鈴木, 育美
Description	この博士論文の全文の閲覧方法は https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/ をご参照ください。
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第16803号
Issue Date	2026-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16803
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99648
Type	doctoral thesis
File Information	SUZUKI_Ikumi_review.pdf, 審査の要旨 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（教育学）

氏名：鈴木 育美

主査 教授 加 藤 弘 通
審査委員 副査 教授 沼田 あや子（立命館大学）
副査 准教授 五十嵐 元子（白梅学園大学）
副査 准教授 岡田 智

学位論文題名

女子少年院における女子少年の更生
－当事者と支援者の共変関係－

非行研究の歴史は長く、これまで、さまざまな研究がなされてきたが、その多くのは男子少年を前提としていた。そのため、その更生についても、男子少年を暗黙のモデルとした枠組みで捉えられ、女子少年の独自性や特徴が更生過程に十分に位置づけられてこなかった。本研究は女子少年院における女子少年の更生過程を関係性の変容という視点から捉え直し、改めて更生とはいかなる変容なのかを問うことを目的とするものである。

研究1では、関係性の中で非行の意味を理解することを目的に、女子少年院における実践記録の分析を行った。その結果、個人特性の問題や逸脱行為として理解されがちな彼女たちの非行を、これまでの人間関係や体験の中で形成され、合理的な意味をもつ行為であると位置づけ直した。また更生過程においては、女子少年が非行に与えてきた意味や価値観が、法務教官との関係性の中で言語化され、整理されていく過程が明らかになった。

研究2と3では、更生過程において、女子少年の自身の非行に対する意味づけや、それを取り巻く人間関係に対する価値観がどのように変容するのかを検討した。その結果、実際には被害である自身の非行を、当初は被害体験としては捉えておらず、自らの選択として理解していたものが、女子少年院の法務教官との関わりを通して、認識が変化していく様子が示された。またそれに伴って、人との距離の取り方や信頼の在り方といった人間関係に対する価値観が再構成されていく過程が明らかになった。

研究4では、女性受刑者を対象に、犯罪をやめることの意味の変容を検討した。従来、犯罪や非行からの離脱は、自らの行為を抑制し、規範を守るようになることとして理解されてきたが、本研究の結果からは、犯罪をやめることの意味が、自己の体験や価値観を整理する過程へと変化していく様子が示された。つまり、犯罪や非行からの離脱は、外的な統制によ

るものではなく、内的な理解の変化として成立していくことが明らかとなった。

研究 5 と 6 では、更生を女子少年の一方的な変容として捉えるのではなく、支援者である法務教官自身も、女子少年との関係性の中で変容していく過程として検討した。その結果、女子少年が置かれた関係性及び体験世界を理解することで、法務教官も、自分が当初もっていた評価の視点が自らの実践を限定していることを自覚し、そこから距離を置くことで、支援者自身の変容していく過程が明らかになった。具体的には、法務教官は、女子少年と対峙するのではなく、女子少年の体験世界を理解することで、彼女たちの価値観に共に向き合い、整理し、その中で支援者自身の価値観や関わりの在り方が再構成されていくことが明らかになった。

以上をふまえ、総合考察では、女子少年院における更生とは、女子少年と支援者との関係性が展開される中で、非行に付与されてきた意味や価値観が変容していく過程であると同時に、支援者もまた自らの価値観を問い直し、関わりの在り方を変化させていく、女子少年と支援者の共変関係が成立する過程であると結論づけた。また併せて、この関係性は、更生を促す一方で、共依存的な状態に陥るリスクも併せ持つことも指摘した。したがって、非行臨床において、更生を支援する支援者は、この共変関係の両義性を自覚し、慎重に対応していく必要があることを最後に付言した。

審査委員会は、本論文の意義を以下の 2 点にあるとした。1 つは、男性を中心に作られてきた非行理論及び更生過程について、女子少年院における女子少年と女性法務教官の実践に焦点をあて、共変関係という新たな支援を捉える概念を提案したことである。これは女子少年の非行臨床のみに限られない可能性を有していると考えられる。2 つは、共変関係という概念の有用性のみならず、それがもつリスクも併せて指摘している点である。学術的な意義を過度に強調することなく、応用に対する慎重さを示した点は、本研究が臨床研究としても優れていることを示していると思われる。

以上の理由から、本研究が心理学研究、特に非行臨床にもたらした貢献は極めて高いと判断し、審査委員会は、本論文の著者が北海道大学博士（教育学）の学位を授与されるに値すると認めた。